

# 月刊労務パーパ

ふとした疑問は「こ」で解決！

「意見」「感想」取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 17

参議院通過で法案成立

## 改正労働契約法

### 有期雇用5年超で無期雇用へ転換

去る8月3日に開かれた参議院本会議において「労働契約法の一部を改正する法律案」が賛成多数で可決されました。内容としては「期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」と記載）に関するもので、大きく3つの項目に分かれます（図1参照）。この改正により、労働市場において増加を続ける非正規労働者の「処遇の改善」が期待されています。

**「期間の定めのない労働契約」に転換するための条件**

改正の重要ポイント①

改正点の一つ目は「有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換」です。文字通り「有期」が「無期」に転換されるわけですが、そのための要件がいくつかあります。1年間の有期労働契約を更新した場合を例に説明していきます（図2参照）。

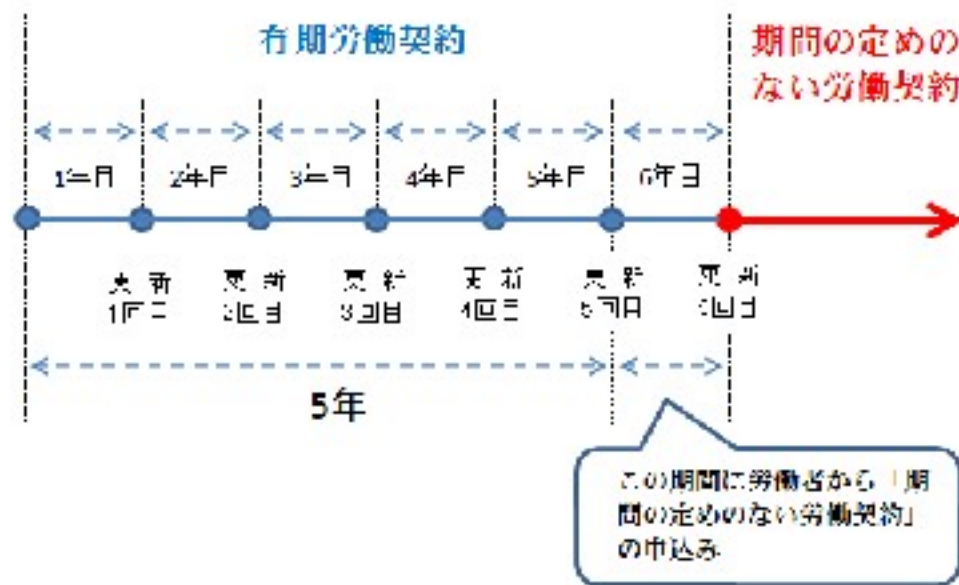
例外となります。図2の例では、5回目の更新をし、6年目に入った初日が「5年を超えて日」の初日に該当します。

図1 改正内容の大概

- ① 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換
- ② 有期労働契約の更新等（更新の法上の法定化）
- ③ 期間の定めのある労働契約の更新等

要件①「同一の使用者と2以上の有期労働契約を締結していること」。つまり、最低一回の更新が必要という事になります。図2の例では1年契約の更新を複数回更新していることで要件を満たします。

図2 1年間の有期労働契約を更新した場合



## 所長の一言

エリアなかいちがオーブンし、秋田市広小路も少し賑やかになったようです。訪れた人々から様々な意見があり、新しい物好きの県民性が故に、今後を心配する声もありませんが、マイナスイメージではなく、前向きに考えて多くの県民が駅前から広小路界隈に足を運んでいただきたいものです。しかし、秋田駅からひと駅程度を超えると秋田駅前にはしばらく出向いたことがないと言っている人が多くなります。まず、買い物であれば周辺にショッピングセンターがあり、ほとんどは足りるし、駐車場に

お金もかかりません。先頃終わった芋燈祭りの観覧もあまりしないようです。先日母親が70歳になってバスが100円で乗車できるようになったら、出歩くようになったらどうお話を聞きました。ワンコインであれば、車を置いて出かける人は増える可能性大です。実証運行中の秋田市街地循環バスに大いに期待します。もっともそのためには、駅前行けは何かがあるという魅力が必要であることは言うまでもありません。

☆ (所長 堀井 潤)

能とされています。以上の要件を満たした結果、使用者は当該申込みを承諾したものとみなされま。また、期間の定めのない労働契約に転換された後

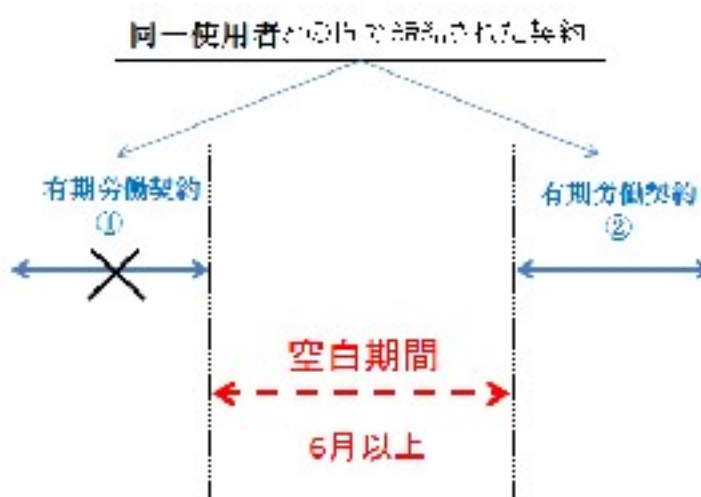
改正の重要ポイント②

**有期労働契約の間に空白期間がある場合の対応について**

一つの有期労働契約が終了し、すぐに次の有期労働契約を締結しない場合に、前記の通算契約期間の取り扱いは問題になります。そこで法律では、同一使用者との間で締結された有期労働契約と次の有期労働契約との期間（以下「空白期間」と記載）によって、通算契約期間に含めるかどうかを判断することになりました。

具体的には、空白期間が6月以上である場合で、このケースでは空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入されません（図3参照）。他の要件については

図3 空白期間がある場合



空白期間が6月以上の場合、有期労働契約①は通算契約期間に算入しない

の「労働条件」においては、契約期間を除き、現に締結している有期労働契約の内容と同一（別段の定めがある部分を除く）とするでな

りません。

**改正労働契約法の施行日**

改正労働契約法は平成24年8月10日に公布され、図1における②「有期労働契約の更新等」については同日の施行となります。また、今回の新聞で紹介した図1の①「有期労働契約の期間の定めのない労働契約の転換」、③「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」については、

ホームページURL **所長やスタッフのブログもあるよ!**  
<http://www.horii-office.jp/index.html>

E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp  
 TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

発行所 秋田市保戸野全砂町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所  
 本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を承継します。  
 (C)社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 柴田 幸春



### 厚生年金保険料率改定のお知らせ

平成24年9月分保険料（10月納付分）から厚生年金保険料率が下記のとおり改定されます。

改定前	→	改定後
16.412%	→	16.766%
(折半8.206%)		(折半8.383%)

「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」となっています。

社会保険労務士  
 柴田 幸春